

**在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の
実施に関する方針**

平成 15 年 10 月

外 務 省

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	3
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 民間事業者の選定方法.....	5
2. 選定の手順及びスケジュール.....	5
3. 選定手続等.....	6
4. 応募者等の要件	10
5. 審査及び契約に関する事項.....	12
6. 提出書類の取扱い.....	13
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	13
2. 提供されるサービス水準	14
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項.....	14
4. 国による事業の実施状況の監視	14
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1. 施設の立地条件	15
2. 土地の取得等に関する事項.....	15
第 5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
第 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	16
1. 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合.....	16
2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
3. 金融機関（融資団）と国との協議.....	16
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	16
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
3. その他の支援に関する事項.....	17
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1. 選定手続への参加に伴う費用負担.....	17
2. 守秘義務.....	17
様式 1 実施方針説明会参加申込書	
様式 2 実施方針等に関する質問書	
様式 3 実施方針等に関する意見書	
添付資料 1 リスク分担表（案）	

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

庁舎（在外公館施設）

(3) 公共施設の管理者の名称

外務大臣 川口順子

(4) 事業目的

在エジプト日本国大使館は、中東・アフリカにおける拠点公館として、位置付けており、国際社会においてわが国の果たすべき責任と役割が益々大きくなっている中において、より一層、機動的かつ効果的な外交活動、経済協力、邦人保護、文化交流等を遂行する拠点としての機能が求められている。

拠点公館として相応しい施設環境を構築することによって、これらの外交活動を進めると共に在留邦人及び在外公館利用者のサービス・利便性の向上等に資することを施設整備事業の目的とする。

(5) 事業方式

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものとし、選定事業者（第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項（19）事業契約の締結において定義する。）は外務省（以下「国」という。）が所有権を有する土地に、在エジプト日本国大使館事務所を設計、建設した後に、国に施設を引き渡し、事業期間中に係る維持管理業務を実施する BTO（Build, Transfer and Operate）方式を想定している。

(6) 事業の範囲

本事業は PFI 法に基づき、選定事業者が新たに在エジプト日本国大使館事務所を設計・建設し、施設の維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。運営業務は、従来通り国が行う。

対象となる事業の範囲は、次の通りとする。

(イ) 大使館事務所施設整備業務

- () 事前調査業務（地質調査・埋蔵文化財調査含む）及びその関連業務
- () 施設整備に係る設計及びその関連業務
- () 建設工事及びその関連業務
- () 附帯設備の設置工事及びその関連業務
- () 備品等の調達・設置業務
- () 工事監理業務
- () 周辺家屋影響調査・対策
- () 電波障害調査・対策
- () 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- () 施工検査・完成検査業務

(ロ) 大使館事務所施設維持管理業務

- () 建築物保守管理業務（修繕業務を含む。）
- () 建築設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
- () 外構施設保守管理業務（修繕業務を含む。）
- () 清掃業務
- () 衛生管理業務
- () 廃棄物処理業務
- () 入構管理業務

大使館事務所施設維持管理業務にかかる光熱水費は国が実費を負担する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、20年間（設計・建設約2年間、維持管理約18年間）とする。

(8) 事業スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| () 設計・建設期間 | 事業契約締結後、2年程度 |
| () 所有権移転 | 竣工後、所要の手続きを経た後に移転 |
| () 大使館事務所の使用開始 | 所有権移転後、入居時点より |
| () 維持管理期間 | 所有権移転後から事業契約終了時まで |

(9) 国による費用の支払い

国は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計、建設業務に

係る費用については、事業契約に基づきあらかじめ定める額を維持管理期間に亘り選定事業者を支払う。

また、国は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の維持管理に係る費用については、事業契約に基づき物価変動等を勘案して定める額を、維持管理期間に亘り選定事業者を支払う。

支払通貨は日本円とし、支払い方法については第二次募集要項及び条件規定書(案)にて提示する。

(10) 事業期間終了時

事業期間の終了時には、選定事業者は当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、当該施設を業務要求書に示す良好な状態に保持していなければならない。

(11) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に必要と想定されるエジプトの根拠法令の主なものは以下の通りである。

- ・ Law No.159/1981 On Joint Stock Companies, Partnerships Limited By Shares And Limited Liability Companies
- ・ Law 157 / 1981 Promulgating The Income Tax Law
- ・ Decree 749 / 2001 Promulgating The Executive Statutes of The General Sales Tax Law
- ・ Law No.106/1976 Related to Orientation and Organization of Building Works

なお、上記の法令は、現時点で関連すると想定されるエジプト法規の例を挙げたものであり、網羅的なものではない。本事業の参加に関心のある者は、各自の責任において本事業に関連するエジプト法規を確認することが求められる。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

国は、エジプトにおける現地在留邦人及び大使館事務所利用者のサービス・利便性の向上が図られ、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (イ) コスト算出による定量的評価
- (ロ) 選定事業者に移転されるリスクの検討
- (ハ) P F I の手法により実施することの定性的評価
- (ニ) 上記(イ)～(ハ)を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

(3) 選定の公表

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、VFM評価を明らかにした上で、外務省の掲示板及びホームページへの掲載により公表する。但し、施設の性質上不開示にする必要のある事項については、公表の対象とはしない。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の選定方法

本事業は、外交活動等の拠点となる施設の性質上、不開示にする必要のある事項を含むため、以下に記載する方法による公募プロポーザル方式を採用する。

また、本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであるため、民間事業者の選定は、一定の競争性の担保及び透明性の確保に配慮した方法によるものとする。具体的には、特定事業の対象業務全部を一体事業として提案を受け、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、資金調達能力等を客観的基準に基づき総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選出する。

2. 選定の手順及びスケジュール

選定の手順及びスケジュールは、予算成立を条件に下記の通りとなる。

内 容
(1) 実施方針等の公表（平成 15 年 10 月）
(2) 実施方針等の説明会
(3) 実施方針等に関する質問受付（10 月）
(4) 実施方針等に関する質問回答（11 月）
(5) 実施方針等に対する意見受付
(6) 意見等に対するヒアリング
(7) 特定事業の選定（平成 16 年 3 月）
(8) 第一次募集要項等の公表（(8)～(12)まで 3 ヶ月）
(9) 第一次募集要項等に対する質問受付
(10) 第一次募集要項等に対する質問回答
(11) 第一次提案受付
(12) 第一次審査結果の通知
(13) 第二次募集要項等の交付（(13)～(16)まで 4 ヶ月）
(14) 第二次募集要項等に対する質問受付
(15) 第二次募集要項等に対する質問回答
(16) 第二次提案受付
(17) 第二次審査結果の公表（(16)～(17)まで 2 ヶ月）
(18) 基本協定の締結（(18)～(19)まで 3 ヶ月）
(19) 事業契約の締結

3. 選定手続等

(前頁の「2. 選定の手順及びスケジュール」を参照)

(1) 実施方針等の公表

実施方針等(様式、添付資料を含む)を公表し、閲覧に供する。

<実施方針等の閲覧>

(イ) 閲覧期間 平成15年10月1日(水)~10月29日(水)
(但し、土日を除く)

(ロ) 閲覧時間 9時~17時

(ハ) 閲覧場所 外務省 仮庁舎1階玄関
東京都港区芝公園二丁目11番1号

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/pfi/index.html>

(2) 実施方針等の説明会

実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。実施方針の説明会は、下記の通り実施する。

参加を希望する者は事前に申し込むこと。

<実施方針等の説明会>

(イ) 開催日時 平成15年10月15日(水)第1回 11時~11時30分
第2回 15時~15時30分

(ロ) 開催場所 外務省 仮庁舎別館 3階 327号室
東京都港区芝公園二丁目5番5号

(ハ) 申込方法 参加申込書(様式1)にて、電子メールでのファイル添付にて10月9日(木)までに提出のこと。(ファイル形式はMicrosoft Wordのこと)

宛先: 外務省大臣官房在外公館課営繕室

電子メールアドレス: eizen-pfi@mofa.go.jp

(ニ) 当日連絡先 外務省大臣官房在外公館課営繕室
電話 03-3580-3311 内線 5114

(ホ) 注意事項 説明会当日は、実施方針等を配布しない。

(3) 実施方針等に関する質問受付

実施方針等に記載の内容に関して質問を以下の通り受け付ける。

<実施方針等に関する質問の受付>

- (イ) 受付期間 平成 15 年 10 月 1 日 (水) ~ 10 月 29 日 (水) 17 時まで必着
- (ロ) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書 (様式 2) に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。
- なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が 500 キロバイト以上のものは受け付けない。
- (ファイル形式は Microsoft Word のこと)
- 宛先：外務省大臣官房在外公館課営繕室
- 電子メールアドレス：eizen-pfi@mofa.go.jp

(4) 実施方針等に関する質問回答

(3) により受け付けた質問及びこれに対する回答は、施設の性質上不開示にする必要のある事項を除き、平成 15 年 11 月 26 日 (水) 頃に公表し、以下の方法により閲覧に供する。

<質問回答の閲覧>

- (イ) 閲覧期間 実施方針等に関する質問回答公表後、2 週間とする。
- (但し、土日を除く)
- (ロ) 閲覧時間 9 時 ~ 17 時
- (ハ) 閲覧場所 外務省 仮庁舎 1 階玄関
- 東京都港区芝公園二丁目 11 番 1 号
- なお、実施方針等に関する質問回答は、インターネットでも閲覧できる。
- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/pfi/index.html>

(5) 実施方針等に対する意見受付

実施方針等に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

- (イ) 受付期間 平成 15 年 10 月 1 日 (水) ~ 10 月 29 日 (水) 17 時まで必着
- (ロ) 提出方法 実施方針等について意見・具体的提案がある場合は、その内容を意見書 (様式 3) に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。(ファイル形式は Microsoft Word のこと)
- なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が 500 キロバイト以上のものは受け付けない。
- 宛先：外務省 在外公館課 営繕室
- 電子メールアドレス：eizen-pfi@mofa.go.jp

(八) 公 表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。

(6) 意見等に対するヒアリング

民間事業者から提出のあった意見・提案等のうち、国が必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことを予定している。

(7) 特定事業の選定

国は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFIの手法により実施すべき事業か否かを評価し、PFIの手法により実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(8) 第一次募集要項等の公表

実施方針等に対する民間事業者の意見等を踏まえ、第一次募集要項等を公表する。第一次審査に必要な書類の内容、提出方法及び時期等については、第一次募集要項等により提示する。

(9) 第一次募集要項等に関する質問受付

第一次募集要項等に記載の内容について、質問を受け付ける。質問受付の方法は、第一次募集要項等にて提示する。

(10) 第一次募集要項等に関する質問回答

(9)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、施設の性質上不開示にする必要のある事項を除き公表し、閲覧に供する。質問回答の方法は、第一次募集要項等にて提示する。

(11) 第一次提案受付

応募者に第一次審査に必要な書類の提出を求める。

(12) 第一次審査の要領及び第一次審査結果の通知

予め定めた客観的な審査基準に基づき、第二次審査に必要な書類を提出する資格を有する者を2者程度選定し、その結果を応募者に通知する。なお、第一次審査において国が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うこともあり得る。

(13) 第二次募集要項等の交付

第二次審査に必要な書類を提出する資格を有する者のうち、第二次審査参加意思確認書及び守秘にかかる誓約書を提出した者（以下「第二次審査候補者」という。）に第二次募集要項等を交付する。

第二次審査に必要な書類の内容、提出方法、時期等については、第二次募集要項等において提示する。

(14) 第二次募集要項等に関する質問受付

第二次募集要項等に記載の内容について第二次審査候補者からの質問を受け付ける。第二次募集要項等に対する質問受付方法は、第二次募集要項等にて提示する。

(15) 第二次募集要項等に関する質問回答

第二次審査候補者からの質問に対し回答を行うものとする。第二次募集要項等に対する質問回答の方法は、第二次募集要項等にて提示する。

(16) 第二次提案受付

第二次審査候補者に第二次審査に必要な書類の提出を求め、その審査を行う。

(17) 第二次審査の要領及び第二次審査結果の公表

国は、予め定めた客観的な審査基準に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、その結果を公表する。第二次審査では、第二次審査候補者に対してヒアリングを行う予定である。また、国が必要であると判断した場合は、第二次審査候補者に対して提案を複数回求めることもあり得る。

(18) 基本協定の締結

国は、第二次審査において選定された優先交渉権者と基本協定を締結した上で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、国は次点交渉権者と協議を行う。

(19) 事業契約の締結

国と基本協定を締結した優先交渉権者又は次点交渉権者は、日本国において「商法」（明治32年法律第48号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下、「選定事業者」という）を契約締結時まで設立することとし、国は、選定事業者と事業契約を締結する。事業契約締結後、国は選定事業者を選定した旨を公表する。

(20) 民間事業者の選定を行わない場合

国は、民間事業者の選定手続過程の中で、応募者がいない、又は応募者のいずれについても本事業の実施に相当でないと判断した場合には、民間事業者の選定を行わず、特定事業の選定を取り消す。

特定事業の選定を取り消す場合には、その旨を公表する。

(21) 基本協定を結ばない場合

国は、優先交渉権者及び次点交渉権者のいずれとも協議が整わなかった場合には、基本協定の締結を行わない。

基本協定の締結を行わない場合には、その旨を公表する。

4. 応募者等の要件

(1) 応募者の構成等

(イ) 応募者は、単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。応募グループは、これを構成する法人（以下「構成員」という。）の中から、代表企業を定めるものとする。

(ロ) 応募企業又は応募グループの構成員は、国と基本協定を締結した場合には、選定事業者に出資を行うものとし、その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。また、応募企業又は応募グループの代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。

(ハ) 応募者は、応募にあたり、応募企業又は応募グループの構成員以外に、事業開始後選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下、「協力企業」という。）を明らかにするものとする。

(ニ) 応募企業又は応募グループの構成員のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員、協力企業になることはできない。

(2) 応募企業、応募グループの構成員、協力企業の要件

(イ) 応募企業、応募グループの構成員に共通の要件

応募企業、応募グループの構成員は、いずれも（ ）～（ ）の全ての要件を満たすとともに、（ ）～（ ）についてエジプトにおける同等の要件を満たすものとす

る。エジプトにおける同等の要件の確認方法等については第一次募集要項等にて提示する。

- () 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であり、かつ同令第 72 条に規定する資格を有する者であること。
- () 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。
- () 国が本事業について、アドバイザー業務を委託した（財）日本経済研究所並びに（財）日本経済研究所が本事業にかかるアドバイザー業務において提携関係にある㈱サトウファシリティーズコンサルタンツ、㈱松田平田設計、日本管財㈱、アンダーソン・毛利法律事務所、HELMY, HAMZA & PARTNERS、KPMG HAZEM HASSAN 又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- () 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ロ) 協力企業の要件

協力企業は、いずれも（イ）の（ ）～（ ）の全ての要件を満たすものとする。

(ハ) 応募企業、応募グループの代表企業の要件

応募企業又は応募グループの代表企業は、以下の（ ）又は（ ）の要件を満たすものとする。

- () 日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は設置する見込みの法人。
- () 外国法人の場合には、日本国内に営業所又は支店の登記のある法人若しくは営業所又は支店を登記する見込みの法人。

(ニ) 応募企業、応募グループの要件

応募企業は、以下の（ ）～（ ）の全ての要件を満たすものとし、応募グループは、構成員として、以下の（ ）～（ ）の全ての要件を満たす者を必ず含むものとする（応募グループにあっては、構成員の一法人が単独で以下の要件の全てを満たす必要はなく、構成員全員により、以下の各要件が全て満たされていれば足りる。）

- () 外務省競争参加者名簿に登録された法人
- () エジプト又は近隣国に支店若しくは駐在事務所等を有する法人
- () 本事業にかかる「設計」、「建設」、「保全」のいずれかの能力を有する者
(本事業にかかる「設計」、「建設」、「保全」のいずれかの能力を有する者の要件は、第一次募集要項等において提示する。)

5. 審査及び契約に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者及び外務省職員で構成する在エジプト日本国大使館新事務所整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて行うものとし、審査委員会のメンバー及び審査委員会で定める第一次提案審査基準及び第二次提案審査基準は、それぞれ第一次募集要項等及び第二次募集要項等と併せて配布する。

審査委員会においては、予め定めた客観的な審査基準に基づき、第一次審査において資格審査等を行い、第二次審査において、建築計画、事業計画、維持管理計画等の各面から総合的に各提案書の審査を行い、優秀提案及び佳作提案を選定する。

(2) 審査手順に関する事項

審査手順は、以下の手順により行うこととする。

(イ) 第一次審査

第一次募集要項等と併せて配布する第一次審査基準に基づき、第一次審査を通過する者の備えるべき資格要件の具備の有無について確認・審査をする。国が必要であると判断した場合は、第一次募集要項等に記載した事項について提案等を求め、これを審査する。

(ロ) 第二次審査

第二次募集要項等と併せて配布する第二次審査基準に基づき、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等を総合的に審査する。

(3) 基本協定の締結

国は優先交渉権者と基本協定を締結した上で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、国は次点交渉権者と協議を行う。

(4) 特別目的会社の設立等

国と基本協定を締結した優先交渉権者又は次点交渉権者は、選定事業者を契約締結時までに設立するとともに、エジプトにおいて「Law No.159/1981 On Joint Stock Companies, Partnerships Limited By Shares And Limited Liability Companies」に定める Branch として、選定事業者の支店を設立するものとする。

選定事業者に対する出資者は、事業契約が終了するまで選定事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(5) 事業契約の締結

国は、選定事業者と事業契約の締結を行う。

6. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。但し、本事業において公表及びその他国が必要と認める時には、国は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業について国の行う公表以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行なった者が負う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。但し、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

国と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1 リスク分担表(案)によることとする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、施設設計要求書及び業務要求水準書として第二次募集要項等とともに提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 建設期間中(設計を含む。)における履行保証保険付保等による保証措置

4. 国による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

国は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、施設設計要求書及び業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

(イ) 基本設計・実施設計時

国は、選定事業者によって行なわれた設計が国の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(ロ) 工事施工時

選定事業者は、適用ある関連法規及び事業契約に従って工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に国から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、国が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

(八) 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で国の確認を受ける。この際、国は、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約において定められた水準を満たしていない場合には、国は補修又は改造を求めることができる。

(二) 施設供用開始後（維持管理段階）

国は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

(ホ) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度公認会計士による監査を経た財務の状況について、国に報告しなければならない。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、第二次募集要項等とともに配布する。

(4) モニタリングの費用の負担

国が実施するモニタリングにかかる費用は、国の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が維持されていない場合、国は事業契約に基づき国が選定事業者に対して支払額を減額する。減額の考え方については、第二次募集要項等にて提示する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

- (1) 地区地番 No. 1052 Hod El Guezira No. 1, Gazayer Fasl Thani on the Nile corniche Basateen and Dar El Salam Maadi Cairo, Egypt
- (2) 敷地面積 4,221 m²

2. 土地の取得等に関する事項

土地は国所有の行政財産とし、建設期間は選定事業者は無償で貸与する。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、国と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

国は事業契約の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約にて規定する。

2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定めるそれぞれの事由ごとに、責任の所在に従った修復等の対応方法に従う。

3. 金融機関（融資団）と国との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、国は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。但し、今後、法制や税制の改正又はエジプト政府との取り決め等により措置が可能となる場合、可能な範囲で国は必要な協力を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の支援は想定していない。但し、今後、財政上や金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、可能な範囲で国は必要な協力を行う。

3. その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下の通りとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、国は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、国と選定事業者で協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 選定手続への参加に伴う費用負担

民間事業者による選定手続の参加にかかる費用については、すべて当該民間事業者の負担とする。

2. 守秘義務

第二次審査候補者は、本事業に関して又は本事業にかかる民間事業者の選定において知り得た国が指定する不開示事項について、民間事業者の選定期間中、民間事業者選定後の如何を問わず、これを他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

実施方針等に関する問合せ先：

外務省大臣官房在外公館課営繕室

住 所：〒105-8519 東京都港区芝公園二丁目 11 番 1 号

電 話：03-3580-3311 内線 5114

電子メール：eizen-pfi@mofa.go.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針説明会参加申込書

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の実施に関する実施方針説明会について、以下の参加を希望します。

会社名：

所在地：

担当者氏名：

所属(担当)：

電話番号：

F A X：

電子メールアドレス：

参加者数： 代表者を含め合計 名

説明会の時間(第1回又は第2回)を通知いたしますので、連絡先を必ず記載してください。

提出期限：10月9日(木)

整理項目	1	2	3	
------	---	---	---	--

欄：申し込み受付後、国によって記入を行う。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の実施に関する方針等について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
項目	(実施方針等の該当項目・頁)
内容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

整理項目	1	2	3	4	5	6		
------	---	---	---	---	---	---	--	--

欄：質問受付後、国によって記入を行う。

(様式3)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の実施に関する方針等について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
意見項目	(実施方針等の該当項目・頁)
内容	

留意：意見・提案事項は、本様式1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けません。

整理項目	1	2	3	4	5	6		
------	---	---	---	---	---	---	--	--

(添付資料1) リスク分担表(案)

リスクの種類			リスクの内容	場所	国	選定事業者		
全 段 階 共 通	募集要項リスク	1	募集要項の誤りに関するもの又は内容の変更に関するもの					
	提案リスク	2	提案にかかる費用の負担					
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの					
	契約リスク	4	選定事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合					
	制度関連 リスク	政治・行政リスク	5	国の債務負担の設定に関する承認が得られない場合	日本			
			法制度・法令 変更リスク	6	法制度・許認可の新設・変更に関するもののうち、事業に直接関係する法令の変更	日本		
				7	法制度・許認可の新設・変更に関するもののうち、上記以外の変更	日本		
				8	法制度・許認可の新設・変更に関するもののうち、事業に直接関係する法令の変更	現地		
		9		法制度・許認可の新設・変更に関するもののうち、上記以外の変更	現地			
		許認可リスク	10	国が取得すべき許可の遅延に関するもの	日本			
			11	国が取得すべき許可の遅延に関するもの	現地			
			12	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	日本			
			13	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	現地			
		税制リスク	税制リスク	14	法人税等収益関係税の変更に関するもの	日本		
				15	Corporate Income Tax 等収益関係税の変更に関するもの	現地		
				16	消費税の変更に関するもの	日本		
				17	Sales Tax の変更に関するもの	現地		
				18	VAT の変更に関するもの	第3国		
	19			上記以外の税の変更に関するもの	日本			
	20			上記以外の税の変更に関するもの	現地			
	21			上記以外の税の変更に関するもの	第3国			
社会 リスク	住民対応リスク	22	施設設置自体に対する地域住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	現地				
		23	地域住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもののうち、上記以外のもの(選定事業者が行う調査、建設又は維持管理等に関するもの)	現地				
	環境問題リスク	24	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの	現地				
		第三者賠償リスク	25	選定事業者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合	現地			
26	上記以外により、第三者に損害を与えた場合		現地					
債務 不履行 リスク	国の責に帰すべき事由によるもの	27	国の債務不履行	日本				
	選定事業者の責に帰すべき事由によるもの	28	選定事業者の事業放棄又は破綻によるもの					
		29	選定事業者の責に帰すべき事由により、最終期限までに工事が完成せず契約解除に至った場合	現地				
不可抗力リスク	選定事業者の提供するサービスが要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合	30	選定事業者の提供するサービスが要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合	現地				
		戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似した事変・暴動が発生した場合(*1)	31	戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似した事変・暴動が発生した場合(*1)	日本			
			32	戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似した事変・暴動が発生した場合(*1)	現地			

リスクの種類			リスクの内容	場所	国	選定事業者
全段階共通	不可抗力リスク		33 自然的又は人為的な事象のうち保険等又は同等の措置を超えるものが発生した場合(*1)	日本		
			34 自然的又は人為的な事象のうち保険等又は同等の措置を超えるものが発生した場合(*1)	現地		
	金利リスク		35 設計・建設中の金利の変動			
			36 維持管理期間中の金利の変動			
	為替リスク		37 設計・建設中の為替変動			
			38 維持管理期間中の為替変動			
	物価リスク		39 設計・建設中の物価変動			
		40 維持管理期間中の物価変動				
計画設計段階	計画設計リスク	発注者責任リスク	41 国の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	現地		
			42 選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	現地		
	測量・調査リスク		43 国が実施した測量・調査に関するもの	現地		
			44 選定事業者が実施した測量・調査に関するもの	現地		
	計画・設計変更リスク		45 国の提示条件、指示の不備又は国の責に帰すべき事由に基づく変更によるもの	現地		
			46 選定事業者による指示又は判断の不備	現地		
建設段階	建設リスク	土地瑕疵リスク	47 計画地の土壌汚染に関するもの	現地		
		設計変更	48 国の提示条件、指示の不備又は国の責に帰すべき事由に基づく変更によるもの	現地		
			49 選定事業者による指示又は判断の不備	現地		
		工事遅延リスク	50 国の責に帰すべき事由による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合	現地		
			51 選定事業者の責に帰すべき事由により工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合(但し上記を除く)	現地		
		工事監理リスク	52 工事監理に関するもの	現地		
		工事費増大リスク	53 国の責に帰すべき事由に基づく工事費の増大	現地		
			54 上記以外の要因による工事費の増大	現地		
		要求性能未達リスク	55 要求性能不適合	現地		
施設損傷リスク	56 使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	現地				
維持管理段階	支払遅延・不能リスク		57 国の支払遅延・不能に関するもの	日本		
	計画変更リスク		58 国の指示による施設用途、施設内容の変更又は業務内容の変更等に起因する費用負担	現地		
	維持管理リスク	要求水準未達リスク	59 要求性能不適合	現地		
		施設瑕疵リスク	60 竣工後10年以内	現地		
			61 竣工開後11年目以降	現地		
		維持管理コスト	62 国の責に帰すべき事由以外の要因による維持管理コストの増大(為替・物価・金利変動によるものは除く。)	現地		
		施設損傷リスク	63 施設の劣化に対して選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの	現地		
			64 事故・火災等によるもの(国及び第三者の責めによる場合)	現地		
	65 事故・火災等によるもの(選定事業者の責めによる場合)		現地			

(凡例) : リスクの主分担、 : リスクの従分担

*1: 原則国負担とし、一定金額までは選定事業者が負担する。